

香美市立図書館運営方針（案）

1 根拠

図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)では、「文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。」(第 7 条の 2)とされ、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成 24 年 12 月 19 日文部科学省告示第 172 号)が定められている。この中で、市町村立図書館の基本的運営方針及び事業計画について、次のように述べられている。

(以下、引用)

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一)基本的運営方針及び事業計画

1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針(以下「基本的運営方針」という。)を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(引用終わり)

この規定に基づき、香美市立図書館基本的運営方針を定める。この運営方針のもとに運営計画を策定し5年毎に改訂する。

2 運営方針及び運営計画の策定にあたって考慮するもの

「図書館法」及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の他、次の法律の定める事項を実現できるように努めるものとする。

文字・活字文化振興法(平成 17 年法律第 91 号)

子どもの読書活動の推進に関する法律(平成 13 年法律第 154 号)

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年法律第 49 号)

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成 2 年法律第 71 号)

また、法律の他、次の目標・計画等の定める事項の実現に努める。

日本図書館協会 公立図書館の任務と目標(2004年3月改訂)

これからの図書館の在り方検討協力者会議 これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～(報告)(平成18年3月)

ユネスコ 公共図書館宣言(2022年)

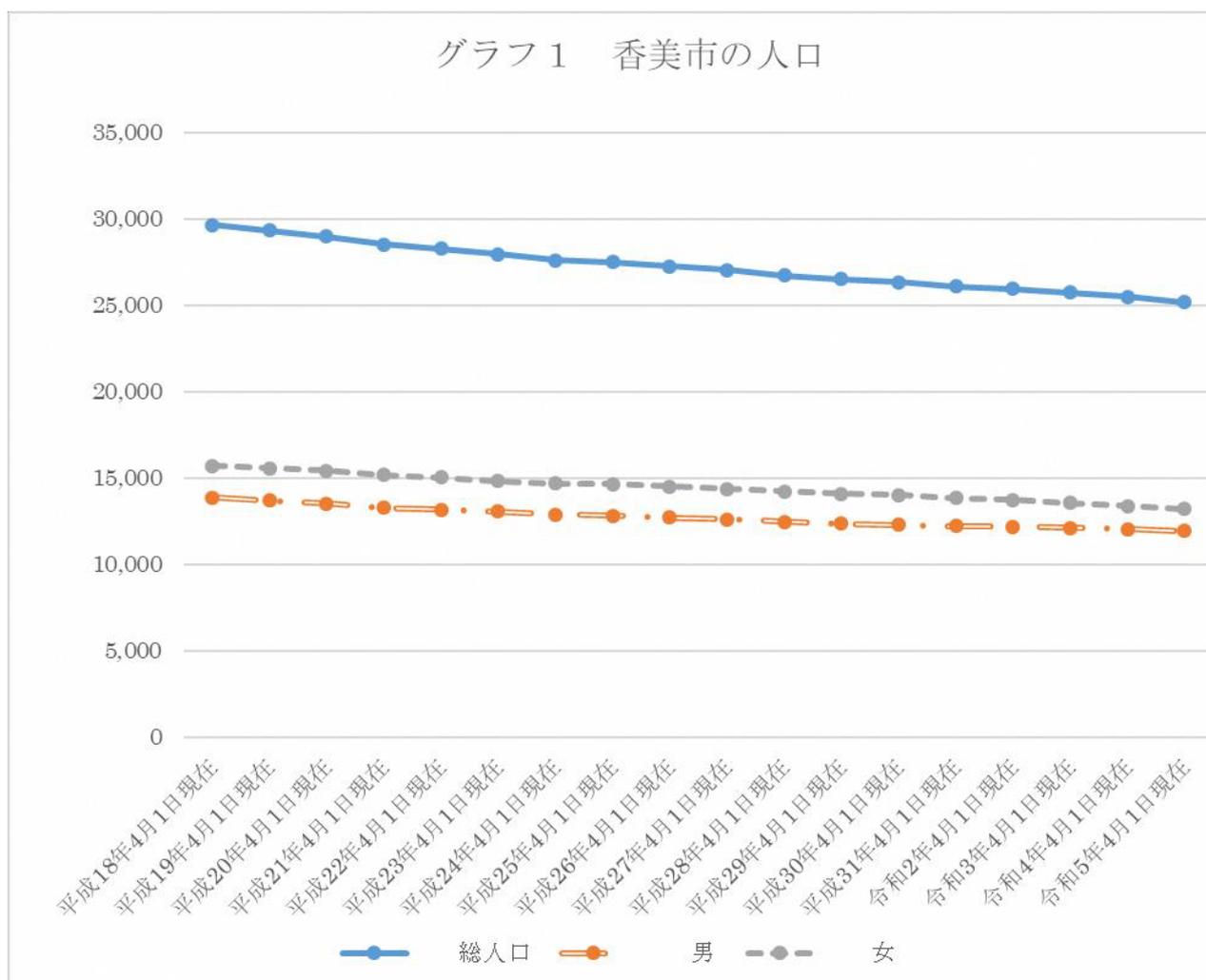
第3次香美市子ども読書活動推進計画(令和2年3月)

第2期香美市教育振興基本計画(令和5年度策定)

第2次香美市振興計画 後期基本計画(令和4年3月)

3 長期的な数値目標

香美市の人口変化は、次のグラフ1のようになる。長期的には、約2万人未満まで減少しそうな見込みである。なお、香美市では、平成28年以降、転入が転出より増えていることも考慮して、2060年時点で維持する人口目標を19,400人としている(平成29年3月策定『第2次香美市振興計画』14頁)。



「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」では数値基準が定められていないので、日本図書館協会の「公

立図書館の任務と目標」により長期的な資料費の数値目標を次のとおり設定する。人口 1.94 万人として、段階的にこの目標まで近づけていく。

・資料費 最低 1,000 万円 + (18,100 - 6,900) × 796 円 + (19,400 - 18,100) × 442 円 = 19,489 千円
(千円未満切り上げ)

※最低の資料費を 1,000 万円とし、人口 6,900 人以上 18,100 人未満は 1 人につき 796 円、18,100 人以上 46,300 人未満は 1 人につき 442 円を加算していくとされている。なお、令和 5 年度の香美市立図書館全館の資料費(新聞・雑誌含む)は 8,501 千円である。

また、利用の目標としては、まず、人口の 3 分の 1 の登録を目指し、長期的には過半数になるように努力する。年間の利用目標としては、登録者が平均月 2 冊、年 24 冊借りるとして、まず一人当たり平均 8 冊を目指し、長期的には平均 12 冊を目指す。

4 運営方針の構成とサービス計画・蔵書構築計画との関係

第 1 次サービス計画中的方針的な部分及び、収集方針を練り直し、図書館のあり方を示す基本的な方針と、それに基づく、サービス方針、蔵書構築方針を定める。

サービス方針と蔵書構築方針を含む運営方針全体に基づき、サービス計画と蔵書構築計画を策定する。この計画の実施期間は 5 年間とし、5 年ごとに見直しを行い改訂する。

5 基本的な方針

(1) 知の拠点

人間は知らなければ、適確な判断をし、行動することができない。そのため、人間は知るための「資源」を必要とする。このような「知的資源(知識資源)」には、

- ・家族、友人、学校の先生、職場や地域の人などが持っている知識・情報
- ・家庭や職場等にある本・雑誌・新聞・DVD、文書・資料
- ・インターネット(ウェブサイト、メール、SNS、対話型 AI、IoT 等)により入手できるデータ・情報・知識などがある。

しかし、上にあげた知的資源だけでは、どれが正確か、あるいは、適切か判断することが難しい。本・雑誌・新聞等の商業出版物は、商品の性格としては、より売れるよう(面白い、興味をひく)にできていると言えるが、そればかりではなく、プロフェッショナルの編集者の手が入ることにより、正確さ等に責任を持って作られている。

従って、これらの本・雑誌・新聞等を断片的にではなく、本格的な購入予算によって方針や計画を持って収集・構築された図書館の蔵書は、それを適確に提供できる司書がいれば、信頼性の高い知的資源として機能する。

本・雑誌・新聞等の量は膨大であり、単独の図書館でまかないきれものではない。そこで、図書館は、お互いに、資料の貸借や文献調査(レファレンス)の協力を行っているが、これらの総合した力も、地域

にその拠点となる図書館がなければ成立しない。

これが、公共図書館が地域の情報センター、地域の知の拠点と呼ばれる理由である。香美市立図書館は、より広い図書館のネットワークを背景に持つ、香美市における知の拠点として、地域の課題解決や文化の向上に資する。

(2) 交流の場

従来の図書館像は、情報・資料の提供で終わってしまうことが少なくなかった。しかし、図書館という「場」は、特定の意図で招集しなくても、同じ主題の情報や知識を求めて、人が集まるところである。

図書館という「場」を共有することによって、単なる「言い合い」ではない、情報や知識に基づいた「論議」ができる。また、対立関係にない場合は、お互いに対話や交流が生まれる。これが、さらに発展すれば、今までなかったアイデアをその交流によって発見したり創造したりすることもある。

また、図書館は、会社や学校のような上下関係や義務的關係もなく、家庭のように人間関係が固定したところでもないサードプレイス(第 3 の場)、自由な空間である。そのため、不登校の児童・生徒など、一定の社会関係の下では居づらい人々も気軽に來ることが出来る貴重な「アジュール」(既存の社会関係から自由なエリア)、自由な人間関係による自由な学習空間(ラーニング・コモンズ)となっている。そのため、「クリエイティブな場=つくる場」として地域に大きな価値をもたらすエネルギーを秘めた場所となる可能性を持っている。

香美市立図書館は、市民の交流や、図書館運営へのボランティアその他の参加・参画を促進し、情報や知識の蓄積を地域に活かせる「交流の場」となることを目指す。

(3) 発信の場

交流の場としての図書館が活性化すると、その図書館から、また、図書館を活用した活動から、新たなものを地域から発信することができる。それは、その地域にとどまるものではなく、全国・世界に向けての発信となる。このような発信により、地域の魅力が伝えられ、移住等の転入を増やしていくこともできる。

図書館は、このように、ローカルなコミュニケーションをグローバルなコミュニケーションに、グローバルなコミュニケーションをローカルなコミュニケーションに変換することができる。図書館のサービス、それを利用した活動によって、地域の魅力を増し、地域の価値を高めることができる。

香美市立図書館は広い視野に立って、新しい「知」を発信する場となることを目指す。

(4) 市民が参画し、市民で創り上げる持続可能な図書館

以上のような図書館を実現するためには、これで完了ということではなく、常に新しい持続可能な図書館でなければならない。行政としてこの認識をはっきり持ち、安定的な図書館の予算を確保するよう努力するとともに、寄付やクラウド・ファンディング、サポーター、ボランティア等の市民の多様な参画も促し、市民で創り上げていく図書館を目指す。

(5) 市の政策を下支えする図書館

行政では、担当部署がそれぞれ政策を実施していくが、現代は、国の政策メニューに乗るだけでなく、

地方が自ら調べ、自ら考え、お互いに話し合っ、自ら立案し、自ら組織化し行動していくことが求められている。

図書館に豊富な情報・知識の資源(図書・雑誌・新聞やデータベース等)があれば、政策の立案や実施に有効となる。

また、香美市立図書館は土曜・日曜も通常は開館しているので、市役所と相互協力することにより様々な情報提供ができる。香美市立図書館としても、議会・行政・市民の研究・調査、政策立案(提案)や実際の方策の検討に役立つ資料を意識して選定し、普及する。

(6) 生涯にわたる一貫したサービスの提供

公共図書館は0歳から高齢者までみんなの生涯学習の中核施設である。人間は自己実現(自分自身が満足し納得のいく自己を実現するとともに、社会的又は文化的に、働き、発見、価値の創造・提供、メッセージの伝達、スキルや文化の継承、思想その他の形で貢献していくこと)の欲求を各ライフステージ(児童、青年、成人、高齢者)で持っているが、それに応えられる知識・情報の資源(図書・雑誌・新聞・データベース等)を有するのが図書館である。

人生の初期から、本を読む喜び、知る喜び、学ぶ喜びを体験し、その中で、自分の目標や楽しみ、生きがいを見つけ、それらを実現していく方途や、うまく行かなかった時の適応の知恵を生涯にわたる図書館利用を通じて得られるようにするのが公共図書館の使命のひとつである。

香美市立図書館は様々なサービスを個々ばらばらに行うのではなく、このような理念のもと体系的に蔵書とサービスを提供していく。

(7) 香美市全域へのサービス

香美市は土佐山田町・香北町・物部村が合併した広い市域を有している。令和4年11月に開館した「かみーる」は土佐山田町域にあるが、香美市全体の本館的な役割を担い、香北、物部には分館が設置されている。分館の規模は小さく、「かみーる」やオーテピア高知図書館(高知県立図書館・高知市立市民図書館)等から資料を取り寄せることもできるが、直接、目に触れることのできる蔵書は限られている。

分館においても、蔵書やサービスの充実が求められ、それに必要なスペースの確保も課題のひとつである。

現在も、アウトリーチ・サービス(図書館から遠いところの人や来館が困難な人へのサービス)として、市内各所に配本等を行っているが、その中継ポイントとしての分館の充実も求められる。

また、情報通信技術を活用して電子書籍やデジタル化資料の提供を行うことによって、来館しなくてもスマートフォン、パソコン、タブレット端末等があれば利用できるサービスを構築していくことも全域的なサービスの提供手段のひとつとなる。ただし、情報機器の利用が苦手な人や視覚障害その他の障害にも配慮したサービスが求められる。そのため、香美市立図書館単独では実現が容易ではないこともあるため、他図書館、各種機関・団体、大学、企業等とも連携して、香美市の実態に即しながらも将来のあり方を先取りするサービスの実現を目指す。

(8) 情報通信技術(ICT)の積極的活用

日本では、公共図書館でのコンピュータ・システムの利用は1970年代から始まり、おおむね、1980

～1990年代に全国に普及した。高知県での普及は2000年代以降にまでずれこむが、貸出の管理や蔵書の検索などには、多くの公共図書館が対応するようになっている。

21世紀に入ってからからの公共図書館での情報通信技術の活用は、資料そのもののデジタル化、電子書籍やデータベースの提供、セルフ・サービス、自動化書庫の導入などが主なものになってきている。また、人工知能のレファレンス・サービス(調べものの案内)支援への導入や蔵書点検等へのロボットの導入なども実験や試験的導入が行われ始めている。

しかし、課題も少なくない。特に大きな課題としては、著作権に関するものと、デジタル・デバイド(デジタル情報の利用に関する格差、隔絶)に関するものがある。

具体的には、公共図書館では、著作権が制限され、著作物の部分(半分以下)の複製、おはなし会での読み聞かせなどが無許諾で行えるが、インターネットによる配信などの「公衆送信」については、許諾や権利料等の支払いが必要となる。そのため、公共図書館での電子書籍サービスについても、限定された書籍のみ、かつ、紙の書籍の数倍の価格を支払うことが必要となっており、全国でも、なかなか導入が進まない理由のひとつとなっている。

また、情報機器は障害者や高齢者にとって必ずしも使いやすいものではない。そのため、これらの人々と他の人々との情報機器の利用は、目立って利用率の違いがある。

これらの課題も踏まえ、「読書バリアフリー法」(「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」令和元年法律第49号)も意識して必要な対応も行い活用を進めていく。

(9) 公民館等の社会教育・生涯学習・文化施設との連携

講座・展示に合わせて、関連資料を収集し展示・貸出しを行うなど、相互に効果があがる取組みを行う。また、ブックリストやパスファインダー(特定のテーマについて調べ方や主要な情報源を案内したもの)の提供を行う。

6 サービス方針

(1) サービスの目的

次にかかげることについて、図書・雑誌等により調べたり、学んだり、楽しむことができるようにする。

(ア) 日常生活

- ① 料理
- ② 掃除、洗濯
- ③ 修理・修繕
- ④ 家計管理
- ⑤ その他、日常生活上の困りごとについて、解決法を調べられるようにする。

(イ) 子育て・教育

- ① 家庭等での育児・教育
- ② 地域での育児・教育
- ③ 保育・育児支援等に関わる人が知識・スキルを高められる情報
- ④ 学校他広く教育関係者に資する情報

⑤ 行政の子育て支援策に資する情報

(ウ) 仕事・事業・生業・産業

- ① 事業計画
- ② 労務管理・人事管理
- ③ 財務・会計
- ④ 効率化
- ⑤ 品質管理
- ⑥ 工程管理
- ⑦ 法務
- ⑧ イノベーション・経営革新
- ⑨ デジタル化・情報管理
- ⑩ 各産業の専門的知識の入門・概論…詳論はオーテピア高知図書館(高知県立図書館・高知市立市民図書館)、大学図書館から協力貸出しによる資料を提供する。ただし、地場産業(地元で重要な産業)については、専門的な内容でも、香美市の図書館で一定水準の知識が得られるようにする(後述)。
- ⑪ 就労(就職)・就労支援
- ⑫ 研修・キャリア管理

(エ) 香美市の地場産業(特に農林業)

- ① 新規就業者に必要な情報・知識の提供
- ② ベテランがより完成度を高めるために必要な情報・知識の提供
- ③ ベテランであっても、新たに習得・更新が必要な情報・知識の提供(農業のデジタル化、生物学的農業など)
- ④ その産業に直接必要な知識ではないが、関連知識として必要なものの提供

(オ) 防災・減災

東日本大震災以降、防災や減災に関する本は多数発行されている。すべて収集することは困難であるが、わかりやすく住民として対策を立てるのに参考になるもの、市の担当者等の参考になるものを中心に収集し、普及・提供する。

あわせて、各種支援制度等の配布用パンフレットも収集・配布する。

(カ) 移住・定住促進

移住を検討する人は大都市の人も少なくない。良い図書館があることは、移住者にとって大きな魅力のひとつとなる。経済的な不安ばかりでなく、教育・文化環境の良し悪しも移住先の選定の重要な要素となる。

さらに、移住者が定住に結び付くように、図書館を通じて相互交流や情報提供ができるようにする。

(キ) 社会保障その他、各種の制度

次のような各種制度について、一般の人向けにわかりやすい情報・知識を提供する。特に、困窮している人が、具体的に組み合わせて活用できる情報・知識を提供する。また、行政職員や関係者が業務・サービスの向上に役立てることのできる情報・知識を提供する。

- ① 年金

- ② 介護、福祉
- ③ 生活保護等
- ④ 失業保険
- ⑤ 税
- ⑥ 住宅
- ⑦ 各種支援制度等

(ク) 自治活動、地域活動、ボランティア活動等仕事以外の社会的活動

- ① 活動の担い手が、知識や技術を向上できるもの
- ② 行政や企業ではカバーできない分野の活動を知らせ、普及する。特に、困窮者の支援や、先進的な取組みに関するもの。
- ③ 他地域・海外の参考になる事例の情報・資料提供

(ケ) 政治・行政・司法

- ① 行政実務に役立つ情報・資料をオーテピア高知図書館(高知県立図書館・高知市立市民図書館)の支援・協力も活用して提供する。
- ② 議会(議員)活動に役立つ情報・資料をオーテピア高知図書館(県立図書館・高知市立市民図書館)の支援・協力も活用して提供する。
- ③ 裁判の当事者の他、裁判員等、司法参加に役立つ情報・資料をオーテピア高知図書館(高知県立図書館・高知市立市民図書館)の支援・協力も活用して提供する。
- ④ 各種審議会・委員会等の活動に役立つ情報・資料をオーテピア高知図書館(高知県立図書館・高知市立市民図書館)の支援・協力も活用して提供する。
- ⑤ 主権者としてのリテラシーを高める。特に、18歳からのリテラシー向上支援を行う。

(コ) 社会情勢、世界情勢その他時事問題

- ① 地域の課題についても、広い視野から考えるために、全国・海外の情報を提供する。
- ② 主権者として、一定の知見・見識が求められることがらについて、情報・資料を提供する。
- ③ 児童・青少年が進路選択にあたって幅広い視野を持てる情報・資料を提供する。
- ④ 地域の各種専門家が幅広い視野で情報収集できるようにオーテピア高知図書館(高知県立図書館・高知市立市民図書館)と協力してサービスを提供する。

(サ) 自身や家族等の健康の維持・増進

- ① 生活習慣病の予防のための情報・資料を提供する。
- ② 特に食生活や睡眠などに関しては、児童・青少年にも積極的に情報・資料を提供する。
- ③ 健康上の様々な誤解をなくしていく情報・資料を提供する
- ④ 専門の機関・団体と積極的に連携・協力する。
- ⑤ 特に働き盛りの人たちに積極的に情報・資料を提供する。

(シ) 科学的な知識

- ① 小学校から高等学校までの教育課程で取り上げられるテーマについて、より詳しく掘り下げ、関連する事柄についても展開できるようにする。
- ② 大学以上の内容のものでも、入門的なもの、概論的なもの、教養課程程度のものは提供できるようにする。

③ 学校の教育課程にかかわらず、科学的なものの考え方や方法について理解できるようにする。

(ス) 思想

多くの教科書等で取り上げられるような様々な著名な著作に触れられるようにするとともに、物事を深く考えるきっかけとなるようにする。

(セ) 歴史

現在の複雑な社会状況の背景を理解できるようにする。とくに、地域に関することや、日本にも関係する国際的な情勢の理解を深められるようにする。

(ソ) 文芸その他の芸術

生涯にわたって、芸術を楽しむことができるようにする。

(タ) 趣味、娯楽

趣味を持って、生涯にわたってうおいのある生活ができるようにする。

(チ) 一般教養・市民的教養

学校教育の範囲を越えて、社会人・市民として必要な教養を身につけることのできる資料・情報を、図書に限らずパンフレット等も含め、様々な立場のものを用意する。

具体的には、議会、行財政、税、エネルギー、水、環境、都市計画、人権、多文化共生、安全、健康、憲法・法令、会議の運営、討議のルール、文章表現その他に関する情報・資料を提供する。

(ツ) 地域(郷土)に関すること

地域の歴史や産業についての理解を深める情報・資料を提供し、地域の課題解決、地域史の編纂に資する。

(テ) 技能実習生、留学生他在住・在勤等の外国から来た人への資料・情報提供

外国語による資料提供を香美市の図書館資料のみではなく、他の図書館等から借り受けることも含めて行う。また、パンフレット等、様々な形での情報も提供する。

さらに、非日本語使用者が日本語を学習できる資料を提供する。

(ト) 図書館利用に障害がある人への資料・情報提供

音訳、点訳資料他、図書館利用の障害の種類によってそれぞれ利用できる資料を提供する。

(2) サービスの方法

(ア) 個人貸出し

個人貸出しサービスは、図書館の資料を借り出して、開館時間以外にも自宅その他で利用することができ、今日でも公共図書館サービスの基本である。貴重図書、壊れやすい又は複数の部分から構成され紛失しやすい等特段の理由がなければ、できるだけ資料を貸出しに供する。

辞典・事典等の参考図書は、いろいろな人が調べる目的で利用するので、基本的には館内閲覧資料とするが、野外で参照することを前提とした図鑑や、外国人と対話するために使われるような辞書は貸出用とし、必要なものは別途、閲覧用も収集する。

雑誌については、多くの人が見たい最新号については館内閲覧とするが、最新号であっても貸出した方がよいものは貸出しに供する。一方で、バックナンバーも閲覧用として常に揃えておいた方がよいものは館内閲覧用とする。

公共図書館は住民すべてが利用でき、実際に利用することが望ましい。日本語ができない外国人や

図書館利用に障害のある人も例外ではない。図書館利用に障害のある人へのサービスや多文化サービスについても積極的に取り組んで行く。

(イ) 団体貸出し

公共図書館にとって、個人貸出しは重要なサービスであるが、それによって、団体やグループへの貸出しが軽視されるものではない。図書館になかなか来ることができない人たちにとっては、団体を通じての利用の方が便利な場合がある。例えば、福祉施設や、図書館から地理的に遠い場所でのサービス拠点(郵便局他)への貸出しなどである。

団体貸出しについても、できるだけ不要な制約は設けずに、市内であれば、企業や商店・商店街・ホテル等に貸出すことも進めていく。

(ウ) 学校への貸出し

市町村立図書館は市町村立学校、及び、市内の私立学校の学校図書館と協力して、児童・青少年の読書を推進して行く。この時、児童・青少年の自主性を損なわないよう注意する。探究的な学習が求められる今日の学校では、学校図書館の資料だけで、児童・生徒への教育活動をまっとうすることはできない。香美市立図書館の資料にオーテピア高知図書館(高知県立図書館・高知市立市民図書館)から提供された資料もあわせて、学校図書館又は学級、クラブ等に貸出す。

(エ) 保育所・認定こども園への貸出し

保育所・認定こども園(以下、保育所等)は、特に図書室を持っていない。まだ字が読めない子どもにとっても、絵本や本の読み聞かせ等は大変重要である。

このことから、市内の保育所等への貸出しも積極的に進めていく。

(オ) 調査研究その他利用支援(レファレンス・サービス)

図書館は、利用者の調査研究を支援するために、どのような文献を見ればよいか案内するが、香美市立図書館の蔵書規模では十分にできないものも多い。そのため、オーテピア高知図書館(高知県立図書館・高知市立市民図書館)の協力も得て、図書館ネットワーク全体で支援して行く。

一方、香美市立図書館においても、参考図書を整備し、様々な問い合わせに応じられるように努力して行く。

(カ) 図書の紹介その他による利用促進

図書館は蔵書検索システムを用意し、図書も日本十進分類法により整理し、規則正しく排列している。しかし、テーマによっては、これらのシステムを利用してうまく調べられないものもある。そこで、よく求められるテーマや重要なテーマについては、ブックリストやパスファインダー(情報・資料の探し方を示したもの)を作成し、ウェブや紙での発信を行い、利用促進につなげる。

また、ブックトーク(同じテーマで複数の本を紹介する技法)等により、さまざまな本を紹介して行く。

なお、利用促進にあたっては、オーテピア高知図書館(高知県立図書館・高知市立市民図書館)と協同の企画も進めて行く。

(キ) 情報リテラシー向上の支援(資料の探し方等)

情報・資料の探し方については、司書はプロであるが、そのスキルは、一般市民も習得すると非常にメリットがある。また、そのスキルが上がると、情報を評価する能力が高まり、情報リテラシー全体が向上する。

以上のことから、司書自らが講師となり、又は、外部から講師を招き、情報リテラシー向上のための

講座を開催するなどの取組を行う。

香美市立図書館のみに留まらず、オーテピア高知図書館(高知県立図書館・高知市立市民図書館)の資料や情報資源も使いこなせるようプログラムを企画・実施する。

(3) サービスの条件

(ア) 人的体制

図書館の専門的業務(資料の収集・選定、資料の目録データ作成・管理、窓口・通信でのレファレンス・サービス等)については、専門的知識を持った司書が担当し、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」、「公立図書館の任務と目標」で定められた体制を確保できるように努める。

また、司書が、県立図書館や図書館協会、文部科学省が行う研修に参加することにより資質の向上を図るとともに、香美市立図書館としても研修を行う。

(イ) ボランティア活用の考え方

ボランティアは、館長及び司書の指揮・監督のもとに活動する。ボランティアは単なる無償の奉仕ではなく活動の喜びをもたらすべきものなので、図書館とボランティア双方にメリットがある活動を行い、香美市立図書館での活動を通じて、市民同士の交流を深め、市政への参加・参画をするものとする。

(ウ) 寄付、寄贈、スポンサー等の考え方

公共図書館は、地方公共団体がその主要な行政サービスとして、可能な限り積極的に行うものである。従って、必要な経費については予算とするのが原則である。しかし、国による補助等の制度も現在はないため、財政の厳しい団体では、財源が乏しい。

図書館サービスは地域の知的基盤の一つであり、それが不足することは、他地域との教育・情報格差を生むおそれがある。

そのため、寄付、寄贈、スポンサーについても図書館運営に支障のない範囲で積極的に取り組む。ただし、その大半をこれらの外部資源に頼ることなく、必要で可能なものはできる限り、予算として、計画的な図書館行政と持続的・安定的な図書館サービスを推進して行く。

(エ) 連携・協力の基本的な考え方

連携・協力については、自己目的化しないように注意し、連携・協力することによって、双方が補完的・相乗的に、それぞれの事業目的を効果的に達成できるよう努める。

また、連携・協力することによって、図書館の持つ図書等の資源をより有効活用できるようにする。

なお、香美市内に立地している高知工科大学、高知県立林業大学校の他、商工団体、農林団体と積極的に連携・協力する。

7 蔵書構築方針

(1) 蔵書構築の目的

(ア) 図書館の蔵書の提供によって、「図書館の自由に関する宣言」(日本図書館協会)に述べられる市民の知る自由や学習権を保障して行く。

(イ) 蔵書構築によって、サービス方針に述べられたサービスの目的を効果的に実現する。具体的な内容については、サービス計画・蔵書構築計画として策定する。

(ウ) 時事・社会情勢に関するものの他、基本的な資料が漏れないように収集し、民主主義社会の主権者である市民として必要な知識が得られるようにする。

(2) 蔵書構築の方法

- (ア) 蔵書構築計画に従って、新刊書から必要な資料を収集する。
- (イ) 定期的に、既刊書からも、蔵書構築計画に従って必要な資料を収集する。
- (ウ) 利用者からのリクエストを分析し、必要な資料を収集する。
- (エ) 利用者アンケートや懇談会を適宜行い、市民が必要とする資料を把握する。

(3) 蔵書構築の条件

- (ア) 司書が担当分野を分担し、出版社や著者に関する知識等の専門的な知識に基づいて選定する。
- (イ) 上記とともに、利用者の動向や地域の課題を見て、柔軟に選定していく。特に、リクエストのあったものについては、積極的に対応していく。

(4) まんがについて

まんがは現代日本文化を特徴づけ、世界的にも高い評価を得ている。しかし、まんがの出版は非常に多く、現状の図書館資料費では十分に購入することができない。そこで、古典となっているもの(幅広い世代に長く読み継がれるもの)、高知県出身のまんが家のものを収集する。

(5) 視聴覚資料について

視聴覚資料のうち、特に音楽・映画については、現在は、インターネットによる有料配信が中心となっている。しかし、図書館でのDVDやCDの貸出しは無料なので、利用者にとっては魅力があり、ニーズが減少しているわけではない。ただし、特にDVDについては、図書館が購入して貸し出せるものは権利者が許諾したものに限られ、図書館に対する販売価格は相当高く設定されている。そのため、現状の図書館資料費では十分に購入することができない。そこで、香美市立図書館の映画会で使用するものを中心に購入する。